

神奈川県最低賃金審議会公開要項

1. この要項は、神奈川県最低賃金審議会（以下「審議会」という。）公開に関し審議会運営規程によるほか、その具体的な取扱について定める。
2. 審議会運営規程第6条に基づく非公開の決定は、審議会において会長が行う。
3. 審議会の傍聴は全て事前申込制とする。審議会当日の申込は原則としてこれを認めない。
4. 審議会の傍聴を希望する者は、審議会のおよそ1週間前までに、電子メール又は郵送により申し込むものとする。一人の申込について、電子メールによる場合は、電子メールの本文1通とし、ファイルの添付は認めない。郵送による場合は、はがき1枚又は封書1枚とする。
ただし介助者が必要な場合は、その旨及び介助者の氏名を記入するものとする。
5. 公開する審議会の開催日時及び場所については、審議会の2週間前に神奈川県労働局掲示板及びホームページに掲示する。
ただし審議会の開催決定がこれに満たない場合は、開催が決定され次第掲示するものとする。この場合、前項に規定する申込みの締切期日を必要に応じ、短縮する。
6. 傍聴を希望する者が多い場合は抽選とする。
7. 傍聴は事前申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。
ただし第4項に規定する介助者についてはこれを認める。
8. 傍聴人は傍聴人名簿に記入することとする。
9. 傍聴人には別添の留意事項を周知させるものとする。
10. 公開する審議会であっても、一部を非公開とすることができる。この場合、傍聴人は速やかに退去しなければならない。

11. 第4項及び第5項から第7項の規定にかかわらず、報道関係者については席が許す限り、取材を認める。この場合であってもビデオ、カメラ等の撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。
12. 議事録（議事録を非公開とする場合は議事要旨）は、およそ1か月以内にこれを公開するものとする。
13. 傍聴人が留意事項に反する行為をとった場合、会長は退出を命ずるなど必要な措置をとるものとする。